

## 第5期 第4回

# 札幌市福祉のまちづくり推進会議

## 議 事 録

平成21年8月21日(金)

札幌市役所本庁舎 5階 南西会議室

札幌市保健福祉局保健福祉部高齢福祉課

## 1. 開 会

長谷川高齢福祉課長 定刻でございますので、ただいまから札幌市福祉のまちづくり推進会議を開催いたします。

本日は、何かとお忙しいところをお集まりいただきまして、まことにありがとうございます。

私は、司会を務めます福祉のまちづくり推進会議の事務局の長谷川と申します。よろしくお願ひいたします。

まず初めに、事務局のメンバーが4月からかわっておりますので、ご紹介をしたいと思います。部会の方では、既にご紹介をさせていただいていますが、推進会議の方は初めてでございますので、ご紹介をさせていただきます。

まず、まちづくり担当の大江の後任となります松本でございます。

松本福祉のまちづくり担当係長 松本です。よろしくお願ひします。

長谷川高齢福祉課長 赤坂の後任となります千葉でございます。

千葉職員 千葉です。よろしくお願ひします。

長谷川高齢福祉課長 それから、本日は、新・札幌市バリアフリー基本構想のご説明の関係で、後ほどご説明させていただきますが、市民まちづくり局の総合交通計画部の職員が出席しております。

まず、高橋交通施設担当課長でございます。

高橋交通施設担当課長 高橋です。どうぞよろしくお願ひいたします。

長谷川高齢福祉課長 小林交通施設係長です。

小林交通施設係長 小林です。よろしくお願ひします。

長谷川高齢福祉課長 担当の佐柄でございます。

佐柄職員 佐柄と申します。よろしくお願ひいたします。

長谷川高齢福祉課長 続きまして、保健福祉部長の阿部からごあいさつを申し上げます。

阿部保健福祉部長 保健福祉部長の阿部でございます。

本日は、お盆が過ぎたというのに非常にお暑い中、福祉のまちづくり推進会議にご出席いただきまして、ありがとうございます。

第5期の推進会議が平成19年9月から始まっておりまして、委員の皆様の任期も、一応、今月いっぱい終了となります。本日は、第4回目の全体会議となりますけれども、これが最後ということになるかと思っております。委員の皆様には、2年間にわたりまして熱心なご議論、ご審議をいただきましたことを、この場をおかりして厚くお礼を申し上げたいと思ひます。

さて、本日は、優しさと思ひやりのバリアフリー検討部会におきまして2年間議論を行ってまいりました結果を報告書案としてまとめております。お手元に届いているかと思ひますが、これにつきまして、委員の皆様からご意見をちょうだいいたしたいと思っておりますので、よろしくお願ひいたします。

なお、この報告書についてでございますけれども、本日の会議でご審議、ご了解をいただいた後、当推進会議から札幌市にご提言いただくこととなります。私どもも、この内容を尊重いたしまして、今後の施策に生かしてまいりたいと考えておりますので、どうかよろしくお願いいいたします。

また、本日は、先ほどもご紹介がございましたが、市民まちづくり局総合交通計画部の職員が出席しております。後ほど、2月の全体会議でお諮りいたしました新・札幌市バリアフリー基本構想につきまして、その後の経過や今後の予定などについてご報告をさせていただきます予定になっております。

委員の皆様には、第5期の締めくくりの会議ということでもございますので、活発なご議論をお願いいいたしたいと思っております。どうぞよろしくお願いいいたします。

長谷川高齢福祉課長 なお、阿部につきましては、所用のため、途中で中座させていただきますことをご報告いたします。あらかじめ、ご了承いただければと思います。

それでは、委員の皆様方の出席状況につきましてご報告をさせていただきます。

所用のためご欠席とのご連絡をいただいております方は、岸委員、田中委員、古谷委員の3名でございます。

なお、村木委員も今ご欠席でございますが、特に連絡はいただいております。

ご出席されている委員の数は17名でございますので、福祉のまちづくり条例施行規則第14条第3項に基づく会議の定足数である過半数に達していることをご報告させていただきます。

資料につきましては、事前に送付させていただいておりますところでございますが、本日お持ちでない方はいらっしゃらないでしょうか。お手元でございますでしょうか。

## 2. 議 事

長谷川高齢福祉課長 それでは、本日の議題に入ってまいりたいと思います。

千葉会長、よろしくお願いいいたします。

千葉会長 それでは、座ったままで失礼して、進めさせていただきたいと思います。

大分時間がたち、久しぶりの会議でございます。どうぞよろしくお願いいいたします。

本日の議題は、既にお手元にお届けしております報告書の内容についてのご検討ということでございます。

先ほども部長からお話がございましたように、この報告書は、私どもの委員会が札幌市に提案させていただく形式になるわけでございます。提案内容について皆様方のご意見をちょうだいし、最終的に決定して報告したいと思っております。

それでは、早速、報告書の内容についてご説明をちょうだいしたいと思います。まずは、この報告書の取りまとめについて大変ご苦労をいただきました部会長でございます大垣委員から全体の骨子について少し解説をいただき、詳細については事務局の方からご説明をいただきたいと思います。

それでは、大垣委員、よろしく申し上げます。

大垣委員 部会長を仰せつかっております大垣でございます。

今、会長から話がございましたように、この報告書の構成と骨子について説明いたしたいと思います。

ちょうど、平成18年12月に地下鉄琴似駅でエレベーター事故がございました。非常に痛ましい事故でございましたが、基準に合致していても事故は起こり得るという事実からスタートいたしまして、2年間に6回、専門部会を開きまして、精力的に議論を進めてまいりました。

最初の3回分の議論は、前回、昨年10月のときに中間報告いたしました。この報告書の1ページ目に目次がございまして、4章の構成になっておりますが、この1、2、3については中間報告させていただいた内容とほぼ同じでございます。4は、その後の議論を踏まえまして、具体的な方策について3回にわたって議論いたしまして、その骨子を4、まとめ、提言という形で報告書の本文の中に入れてございます。

実は、このまとめの部分の中に、専門部会で具体的に議論した細かい検討内容も含めていきましたが、その後、事務局とも議論をいたしまして、非常に細かい内容が報告書の中に入ってくるものですから、報告書には基本的な考え方、骨子を明確にうたい、それと連動する資料という形で具体的に議論した内容を付記するようにしました。ですから、この報告書の本文と連動した内容の資料であるというふうな位置づけをして、とりあえず本文から外しておりますので、その点は専門部会で議論したことと少し変わっておりますが、ご了解をいただきたいと思います。内容的には全く変わっておりません。

今回、大きく議論をいたしました内容は、報告書の9ページを見ていただくとよろしいのですが、基本的には、公共施設を中心にして、大勢の人々が利用する施設については、第1にバリアをつくらないことが大事であると。それは新たにつくるときに特に大事なことでありまして、新たにつくるときにはバリアをつくらないようなチェックをきっちりやって進めていく必要があるというのが大きな柱の一つでございます。

もう一つは、次のページになりますが、バリアを除去する、取り除くです。これは、既に建っている既存の建物についての対応策でございまして、現実に存在して、多くの方がそれを利用する中で非常に危険性を持っていることがはっきりしたときには、速やかにそれを除去する、取り除く対応をしていく必要がある、これが2番目の柱でございます。

資料の中に具体的な内容を入れておりますが、バリアをつくらないようにするにはどうしたらいいかということで、資料の最初の項目に、公共的施設のバリアフリーチェックの仕組みをつくるべきであると。公共施設あるいは公共的な施設を新たにつくるときには、障がい者や高齢者、あるいは専門家を加えて、建設する前に安全かどうかをチェックする体制をつくるべきだというのが1番目のバリアをつくらないということの具体的な提案内容でございます。

それから、バリアを除去するというのは、資料の大きなくりの二つ目に入れておりま

すが、既存の建物について危険施設等を発見した場合の体制の整備です。今まで、危険な箇所が見つかって、いろいろな部局にばらばらに報告がいて、それがきちんと一元化されていない、速やかに改善に向かう体制が非常に弱いということがございましたので、今回、市民の方が発見した場合に通報する窓口を一本化します。さらに、それを受けて速やかに現場を確認し、それが危険かどうかを判断する、危険だと判断された場合には速やかにそれを改善する、そういう体制をつくるべきであるというのが2番目の具体的な骨子でありまして、資料の後半で述べているところであります。

そういうことで、前回の中間報告以降、主に議論した内容は、この資料に書かれているとおり取りまとめたということでございます。

詳細につきましては、事務局からご報告をさせていただきますので、事務局の方、お願いします。

松本福祉のまちづくり担当係長 座ったままで説明いたします。

資料のページに沿ってご説明いたします。

まず、3ページの「はじめに」というところです。

報告書の導入部分となりますけれども、この議論の契機となりました地下鉄琴似駅の事故など、専門部会が設置された経緯とか、この報告書の取りまとめについて触れています。この報告書は、この会議でご了承をいただいて、推進会議として札幌市に報告書を提出する形になりますので、千葉会長のお名前とさせていただきます。大垣部会長初め、委員の皆様へのお礼のくだりは、部会での案には書いてありませんでしたけれども、事務局の方で入れさせていただきます。

次に、4ページの検討の視点です。

(1)は、この議論の発端となった地下鉄琴似駅の事故の説明、あるいは、次のページには写真を載せております。

次の2ページは、事故発生から1年を機に開催したシンポジウムの説明を受けまして(3)課題の整理という形になっております。

課題として、年齢や身体状況等が一人一人異なる多様な市民が暮らす札幌市にあって、最大公約数的な基準は必要であるが、さらに使いやすさ、利用しやすさに配慮したまちづくりの必要性が高い、数値化された基準だけでなく、人の目や感覚を重視した視点が必要である、建物や道路等の都市インフラストラクチャーに危険が発見されたときの連絡体制や周知方法を明確にする必要がある、高齢の方や障がいのある方自身が気をつけること、しなければいけないことを具体化していく必要がある、高齢の方や障がいのある方の安全を考える上で周りの人はどのような配慮や手助けをすべきかを明確にしていく必要がある、この5点となっております。

続いて、8ページの基本的な考え方ですが、新たな取り組みを検討するに当たっての前提となる考え方をまとめたものになります。

(1) 少子高齢化が進行する中、安心・安全に生活するために社会的な配慮や支援を必

要とする人は今後さらに増加が見込まれ、物心両面のバリアフリー化への取り組みはますます重要となる。(2)年齢や障がいの有無にかかわらず、社会活動に参加しやすい環境を整備する必要がある。(3)人の個性や能力は一人一人異なっており、また、年齢や環境の変化などによって変化していくことから、まちづくりを進める上ではその多様性の認識が重要である。(4)だれもが支援を必要とする人の自立した生活を確保することの重要性を理解し、自然に支え合うことができるように心のバリアフリーを推進することが大切である。(5)高齢の方、障がいのある方、妊婦や子ども連れの人など、すべての市民が生活していく上でバリア、障壁となるものをつくらない、除去することが基本である。さらに、危険箇所を見つけた場合は広く周知するとともに、速やかに対策を講ずる必要がある。

次に、9ページの札幌市における取り組みの方向性は、具体的な取り組みについて書いたものです。

具体的には、(1)バリアをつくらないこと、これは、施設が新築の場合になります。

として、従来からの取り組みになりますが、条例の整備基準適合率を高める、として、バリアフリーチェックの仕組みを挙げています。それから、次のページの(2)バリアを除去することは、これは既存建築物の場合になりますが、新築の場合と同じく整備基準適合に努めることとしております。さらに、(3)危険施設等を発見した場合の体制の整備ですが、これは、実は部会の中の議論ではバリアを除去することの中に入れておりましたけれども、この内容はバリアを除去することばかりとも言えませんので、(3)として別立てにいたしております。

この中の(1)バリアフリーチェックの仕組みと(3)危険施設等を発見した場合の体制の整備の二つがこの報告書の最後のポイントとなっておりますけれども、次のまとめのところでも新たな取り組みとして提言する形となっております。

提言のところですが、先ほど大垣部会長からも説明がありましたように、この二つの新たな取り組みについては、部会の中で具体的な内容についてかなり議論しております。後ほどご説明をいたしますが、とりあえずここでは、骨子というか、概要を提言する形となっております。

一つ目の公共的施設のバリアフリーチェックですが、札幌市が施設を新設する際には、設計の段階から高齢の方や障がいのある方の意見を取り入れて、数値化された基準だけでははかれない部分を含めて、より利用しやすい施設をつくってまいりたいということになります。この取り組みについては、大規模な施設を建築する、あるいは道路などを改修する際に、既に市の担当部局が独自に実施したりしておりますけれども、やり方がばらばらであったり実施する事業が不明確といった問題がありますので、きちんとした形で制度化して全市的に実施しなさいということになります。

次のページの二つ目の危険施設等を発見した場合の体制の整備ですが、地下鉄琴似駅の事故の再発防止を図る取り組みということになります。琴似駅の事故の検証の際に、市民

の方々には何となく危険であるとお感じの方もいらっしゃったようですが、通報手段等もわからない、また、施設管理者が気づかないということで、結果として長年こういった場所が放置されてきたという状況がありました。こうした観点から、市民が危険箇所を発見した場合の通報窓口の一本化、あるいは、その後の対応等を含めて体制を整備してくださいという内容になっております。

最後に、「おわりに」になりますけれども、昨年10月の全体会議の際にも意見があったかと思うのですが、ここでは特に心のバリアフリーについて書かせていただいております。新たなルールの制度化とあわせて、心のバリアフリーを推進し、すべての人に優しい福祉都市の実現を希望するということで結んでおります。冒頭に千葉会長のお名前を使わせていただいておりますので、結びは大垣部会長のお名前とさせていただきます。

次に、資料の方に移ります。

何度も申しましたように、二つの新たな取り組みについてさらに具体的に記述したのになります。大垣部会長からもお話がありましたが、報告書、提言書といった性格のものなので、ちょっと細か過ぎるということからこういう形にさせていただきました。ただ、実際にこれを要綱なり要領といった文章にする場合には、恐らくここに書かれたようなことを網羅する形になるかと思います。

まず、公共的施設のバリアフリーチェックの仕組みです。

対象となる事業は、新・札幌市バリアフリー基本構想に基づくバリアフリー化事業を行う場合と、不特定多数の人が利用する2,000平米以上の施設を整備する場合などです。実際に要綱化する際には、さらに、その他市長が必要と認める場合などが加えられることになると思います。

(2) チェックの実施者は、老人クラブ連合会と身体障害者福祉協会に選任をお願いすることを想定しております。

資料の作成後に気づいたのですけれども、「また」が続いて格好悪いので直します。

(3) チェックの実施方法は、図面または直接現地に出向いて行うのですが、施設ができ上がってから改修するのはなかなか難しいということで、変更可能な時期までに行うとしています。

(4) 事務の流れです。事業実施部局が対象事業について保健福祉局高齢福祉課に届け出る。は、実施部局から届け出があった場合は、高齢福祉課が老人クラブ連合会、身体障害者福祉協会等にチェックを依頼し、簡単なチェックを実施する。

次のページに絵がありますが、こちらに対応するような形になっております。

届け出があって、チェックの依頼、チェックの実施者が でチェックを実施する。

は、事業実施部局がチェック後の意見等について今後の対応をどのように反映させるのか、または実施が難しい理由等を整理し、チェックを行った団体に回答するとともに、高齢福祉課に報告する。は、チェックを行った団体は、事業実施部局からの回答について異議のある場合は福祉のまちづくり推進会議に申し出ることができる。福祉のまちづくり

推進会議は、チェックを行った団体から申し出があった場合、必要と認められる事項について事業実施部局に対して意見を述べることでできるとなっております。

続きまして、危険施設等を発見した場合の対象の整備です。

(1) 市民等が危険施設などを発見した場合の通報窓口は、高齢福祉課を想定しております。通報手段は、基本的に制限はありません。

(2) の審査機関ですが、通報があった施設について具体的な危険性や緊急性、対応策などを判断するための機関になります。どのくらいの件数の通報があるかなど作業量が不明のため、関係部局だけの構成としていましたけれども、部会での意見もございまして、原則として高齢の方、障がいのある方が参加すべきものとの考え方をつけ加えさせていただきました。

(3) 事務の流れですが、まず、通報があった場合、直ちに現場確認を行うとともに、審査機関に判断を求め、施設について緊急に対応する必要がある場合は注意書きやロープ等で一時的な対策を行います。

次のページへいきまして、これも19ページに図になっておりますので、あわせてご覧ください。

発見して、通報があって、それから、図と順番がちょっと違いますが、順番的には通報があって、現場確認、一時的な対応と。説明文の方は、ですが、札幌市が管理する施設について危険性があると審査機関が判断した場合は、札幌市は直に対策をとるものとする。札幌市以外が管理する団体については、施設管理者に改善を依頼するとともに、同業者の関連団体、事業者団体とか組合といった形のところがある場合には情報提供を行って同様な事例への対応を求める。それから、危険性のある施設等のついでの利用者への周知ですが、老人クラブ連合会や身体障害者福祉協会を通じて周知を図るとともに、札幌市のホームページに掲載する、また、危険施設と判断される場合の一般的事例や改善事例などもホームページで紹介し、同様な事例の通報を促すとしております。

その後、特に説明いたしませんけれども、会議の実施状況、札幌市福祉のまちづくり条例の本文、それから、推進会議の委員名簿を資料として添付しております。

以上で資料の説明を終わりますけれども、札幌市といたしましては、この報告書の提出を受けまして、公共的施設のバリアフリーチェックと危険施設等を発見した場合の体制の二つの新たな取り組みにつきまして、来年3月までに要領、要綱といったものを定めて4月から運用を開始したいと考えております。また、これらのシステムでは、やはり実際に運用してみないとわからない部分もあるかと思っておりますので、実際に運用してみた上で、次期の推進会議にも諮りながら、さらに改善していく必要があるかと考えております。

以上です。

千葉会長 補足的に何かございますか。

大垣部会長 後の議論のところでもちょっと言いたいと思いますが、図と文章の対応が見

づらいところがありますね。 、 と括弧をすっきりして文章との対応がわかるようにしたいと思います。

長谷川高齢福祉課長 整理させていただきます。

千葉会長 そういうことで、ご説明いただいたとおりでございます。

そこでまず、全体的には、今までの事実認識の部分と、それから、それをベースにしてさまざまな検討を加えた結果を提言と資料編の二つに分けて構成したということでございます。この内容について、もう既にお目通しいただいているのかと思いますが、ご意見、ご質問、何でも結構でございますので、どうぞお出しただければと思いますけれども、いかがでしょうか。

どうぞ。

佐々木委員 9ページのバリアをつくらないというところの参考の整備基準適合率ですが、19年と20年で20年は36%とちょっと減っているのですけれども、これはなぜなのでしょう。

千葉会長 この説明書きの文でございますが、確かに減っているのはちょっと気になります。

松本福祉のまちづくり担当係長 実は、はっきりした理由はよくわからないところではあるのですけれども、実際に19年が非常に高かったということはあるのですが、あるいは不況の影響もあるのかなというふうには話しております。はっきりした原因としてはちょっとわからないところです。

千葉会長 ここで言いますのは公共的施設ですよ。全体がそういう表現ですが、範囲はどの辺までございましたか。

松本福祉のまちづくり担当係長 福祉のまちづくり条例で定める施設ですので、要するに多くの方が利用する施設ということです。もちろん民間の施設も含めまして、細かいところではコンビニエンスストアとかラーメン屋といったものも全部入ってくる形になります。

千葉会長 恐らく、民間で建設なさる建物というのは、今ご説明があったように景気動向に随分大きく影響を受けますから、そういうことは微妙に反映するということはあるだろうと思います。

どうぞ。

齋藤委員 14ページの公共的施設のバリアフリーチェックの流れというところで、チェック実施者は札幌市身体障害者福祉協会と札幌市老人クラブ連合会という団体が二つ載っております。ちょっとお尋ねしたかったことは、私は2年前に民生委員で選ばれてこの会議に出席させていただいておりますが、私自身も身体障害者3級の手帳を持っている障がい者で、年齢ももう80歳になりますけれども、この二つの団体に所属しておりません。この二つの団体だけがチェック機能をお持ちなのか。あるいは、私は8月いっぱい任期が終わりますが、この後はどんな形でそれに参加できるのか。この二つの団体に限定され

た理由はあるのか。

私は、2年前に、民生委員として、この会議に、いわゆる物理的障害の方の専門部会に出席させていただいて、いろいろなこととお聞きしたし、勉強もさせていただいたのですが、ただ、今、これを見ながら、この団体に属していない者はどうしたらいいのかという疑問を持っておりますので、ちょっとお尋ねしたいのです。

千葉会長 つまり、ここに上げられている二つの団体は代表的な例としての表記なのか、この二つに限定的にお願いすることとしての表記なのかということでございますね。

この取りまとめをなさった事務局のお考えとしてはいかがでございますか。

長谷川高齢福祉課長 検討の段階では、こちらの資料の方にも書かれていますように、特定の方がしょっちゅう来るといことはなかなかできないということで、その中で何人かを選んでいただいて、例えば大規模な施設整備があったときに来ていただいて、また違うときには違う方というふうに、人のやりくりができるようなことを考えた場合にはある程度大きい団体がいいのではないかということでした。そこで、代表的な団体ということで、高齢者の団体であれば札幌市老人クラブ連合会、障がいを持った方の団体ということであれば、ここにございますように身体障害者福祉協会ということで書かせていただいたということでございます。

千葉会長 そういうことであれば、代表的な例としての表記でございますから、齋藤委員のご懸念のように、これに限るといわけではないという理解をすれば、通常の記事であれば、この下にその他とか何かあってもいいような気がします。

大垣委員 部会の議論の中でも、その他の人たちを排除するという趣旨は全くございません。こういったチェックの機会がどの程度必要なのかわかりませんが、一応、そのチェックに来られる体制をつくっておかなければ動かないものですから、そうしますと、今説明があったように、常に送っていただける組織を充てておいたらいいのではないかと程度程度の位置づけです。では、ほかの人でそういうことをやりたいという方がおられたときに、それを排除するのかなんていう議論は一切ありません。

それより、むしろ議論になりましたのは、建築の空間のチェックですので、しかも、実際に建っているものをチェックするのは非常にしやすいですが、図面の上ですから、果たしてこの二つの団体の代表の方でチェックが可能なのだろうかという議論が随分出ました。そこで、それにプラスして専門家が加わるような体制が必要ではないかというようなことがございました。

千葉会長 今の部会長の長垣委員のお話も含めて判断いたしますと、齋藤委員がちょっとご懸念されたように、十分なチェック体制をつくるのがまず肝要でございますから、委員のお話はまさにその他を含めて表記すると大体よろしいかなというように思います。

齋藤委員 私が一番お聞きしたかったことは、この団体以外の方でちまたの声を拾ってもらえるかということなのです。

こんなことを言うと口幅ったいのですけれども、私も、実は50年来、土木関係の仕事

をしてまいりまして、昭和30年代からずっと、札幌市内の下水も水道も街路も、いわゆる公共施設について民間で現実に仕事をやってまいりましたし、設計もやりました。ですから、今のバリアフリーの物理的障害という形の部門の専門部会に入れていただいて、北24条から大通間の真夏のチェックのときも、実はスロットロールを持って段差のあるところに据えつけて傾斜をはかってみました。これは、私が趣味でやったことなのです。

もう一つ、私的なことを申し上げますと、口幅ったいのですけれども、五十何年間の土木屋生活の中で、後半の20年間ぐらいは、年もとってまいりましたから、余り現場のことではない感じで労働安全衛生関係の仕事でシステム的なことが多うございました。それで、私は、最初の部会のときに、バリアというものは自分の身を守るバリアもあるのではないのでしょうかと部会長に質問を申し上げました。これはちょっと場違いだなと自分で思いながらも、バリアが全部悪いわけではないのだろうと思うのです。単純な発想からいけば、テレビゲームの中には当然バリアがあって身を守っているわけです。私は言葉自体をどうだというふうに申し上げるわけではないのですけれども、その発想から労災事故の安全というものも考えればということで最初にご質問したことは、いわゆる段差を削って歩道に傾斜をつけたがために、車いすに乗っていらっしゃる方がとまれなくて車道に出て起きた事故がございましたか、たまたま北海道警察の交通関係の方がいらっしゃったのでお尋ねしたことがあるのです。これは余談になりますけれども、そういうことまで頭の中に入れてバリアフリーをお考えいただいているのかなという疑問もありましたから申し上げたのです。

大変饒舌になりましたが、今申し上げたことなど、私も今月で民生委員の任期を終えますので、フリーの立場で団体にも属しておりませんから、もし何かあったときにどんな形で拾っていただけるかなと、くどいけれども、こういうことです。

千葉会長 ありがとうございます。

今、齋藤委員がおっしゃったことは、実は、土木工学の学生に土木の設計の考え方ということをお話しするときに同じような話がございませぬ。これは、大垣委員はよくご存じのことですけれども、道路構造令というのがございませぬ。道路を設計する上での基準になっていますが、皆さんもご存じのとおり、歩道というのはまさに車から身を守るために段差をつけている、とめるために立ち上がりがあったり、雨水を流すためであったり、いろいろなことがあるわけです。そういったことも含めて、いわゆるバリアということと、ガードするということと、いろいろな側面があるのだというお話だったのだろうと思います。

さて、齋藤委員の話を受けて、それでは、ここの表現の仕方については部会長の大垣委員と私と事務局に一任させていただいて取りまとめて調整させていただければと思いますが、よろしゅうございますか。

(「異議なし」と発言する者あり)

千葉会長 それでは、この点についてはそのようなことにさせていただきたいと思いま

す。

大垣委員 「などの協力が必要である」と書いてあるので、基本的に代表で上げているだけですね。

千葉会長 スペースに限りがありますから、こういう表現になったのだと思います。

松本福祉のまちづくり担当係長 文章の方では、割と、必要に応じてこれら以外の団体からというようなことはあります。何でしたら、図の方にその他というような……。

大垣委員 (3)の上の数行でその辺が入っていますが、図にはその表現がないということですが。

千葉会長 内容ではなく、表記の問題だろうと思います。

あと、そのほかの点について何かございますか。

酒田委員 これは、修正いたしましたら、札幌市にこのままの形で案をとって提言という形になるのですね。

千葉会長 通常はそういう手続になります。

酒田委員 大垣委員からもお話がありましたけれども、私は、文の中身は問題ないのですが、つくりの整合性をとられた方がいいと思います。例えば、ここでいきますと、7ページは(3)の下に丸が五つございます。ところが、9ページにいきましたら、(1)の下が、 になっています。その次の10ページにいきましたら、(2)の下が今度は丸です。この辺の整合性をきちんととられる必要があるかと思えます。

以上です。

千葉会長 読みやすいように、見やすいようにという配慮ですね。

酒田委員 恥ずかしくないようにということです。

大垣委員 今おっしゃったとおりだと思います。整理をする必要があると思えます。

千葉会長 大垣委員がおっしゃったように、図と説明の対応、ページ送りを少し工夫したいと思えます。そのことも含めて、微調整をさせていただきたいと思えます。

酒田委員 後ろの方にもありますけれども、前の部分だけ参考に申し上げます。

千葉会長 あと、そのほかの点で何かお気づきのところはございませんか。

齋藤委員 もう一ついいですか。

今のお話とまるきり違うのですが、専門部会のときにメンタル面の評価も必要ではないかなという声がどなたかから出ていました。ただ、これをやると、全市民という形になるのかなと思ったりしておりました。そういうようなことについて、何かこの会議として、大げさに言えば教育をするとか講習会をするとか、障がい者に対するという意味も含めてあるのかなというふうに思うのですけれども、どうでしょうか。

千葉会長 事務局、今のご指摘に関して、私はこういう会議のお手伝いをさせていただいて、神田会長ともども、今のようなことについて随分ご議論させていただいてきたかなと思うのです。特に、心のバリアフリーを取り除くためのいろいろな教育的な事業は従来も幾つかやってきたとは思っています。今回、特にこの中にそういうことが必要だという表

現がなくてよろしいかという趣旨でございますが、そのあたりはいかがでしたでしょうか。

部会の中では、特にそのあたりのご議論はございませんでしたでしょうか。

大垣委員 議論の中心は、先ほど言いました二つの具体的な取り組みをどうしていくかでありましたけれども、それとあわせて、危険と感じたことはすぐにこのシステムにのっかって通報すること自体もそうですが、一般の人がバリアを取り除くことに関して、物理的な面も精神的な面も含めて、もっと関心を持ってもらい、そういう意識を高めていく、啓発していく必要があるのではないかという議論がございました。それで、13ページの終わりのところに、少しその辺のことが必要ではないかということで結んでいるような形になっております。

千葉会長 13ページのところに、確かに大変重要だという表記はしてございます。基本的には、この部分は理念的なところの取りまとめということでございますので、具体的なこういう事業や活動をやるということよりも、もう一段上のこととして取りまとめているということではないかと思えます。今でも、確かにいろいろなことはやってきていたなと思えますので、齋藤委員、そういう理解でいかがでございましょうか。

齋藤委員 問題が大き過ぎますので、わからないわけではないです。

千葉会長 あと、そのほかに何かお気づきのところはございませんか。

本来であればお1人ずつとも思うのですけれども、何せ時間の都合がございまして、特にそのようなことはいたしません。大体お目通しいただいて、既に部会等でご指摘があるかと思えますので、もしこれ以上なければ、もう一つの部会のバリアフリー基本構想についての説明をいただくようにしたいなと思えますが、よろしゅうございましょうか。

(「異議なし」と発言する者あり)

千葉会長 それでは、事務局、お願いします。

高橋交通施設担当課長 総合交通計画部交通施設担当課長の高橋ですが、私からご説明いたします。

新・札幌市バリアフリー基本構想策定に向けて、委員の皆さんに大変ご協力をいただいたところですが、この場をかりまして改めてお礼を申し上げます。

新しい札幌市のバリアフリー基本構想につきましては、ことし2月の第3回福祉のまちづくり推進会議でお諮りさせていただきまして、それを経まして市長・副市長会議が3月23日に開催され、承認されて策定という経過をたどりました。それを経まして、こういう冊子で基本構想をおまとめしましたので、関係者の皆さんに送付させていただくとともに、内容につきましてはホームページで公表させていただきました。また、本庁舎であるとか区役所、まちづくりセンター等で配布させていただいたところでございます。

あわせて、これをもっとコンパクトでわかりやすく見やすい概要版ということで、今、パンフレットの作成に取りかかっております。完成次第、またそれについても配布させていただくような段取りでおります。

また、肝心なことは、この構想を経て、いかに実現、実施していくかということが大切

であると認識しております。そこで、管理者が新・札幌市バリアフリー特定事業計画を策定することとなっておりますので、その作成をするために、私どもが事務局となって、交通安全の警察関係、信号にかかわるものであるとか、公共交通にかかわるバスターミナルであるとか、学校の管理者、建築物など皆さんにお声かけをし、それぞれに特定事業計画を策定していただいて、私どもの方でトータルで取りまとめて確定していこうというような段取りとなっております。また、その会議には、これまでの経緯を踏まえ、そういう目で特定事業計画の策定についてチェックをいただくような形で考えておりまして、この中の委員でいらっしゃいます岸委員にも参加していただいております。今、そういう形で作業を進めておりますが、最終的には年度末をめどにそれぞれの管理者が策定したものをこちらでおまとめしてホームページ等で公表していきたいと考えております。

また、この内容につきましては、1年に1回、進捗状況等を踏まえて中身をチェックし、更新させていただくことを予定しているところですので、今後ともご協力いただけるようお願い申し上げたいと思います。

簡単でございますけれども、特定事業計画の状況についてご説明を終わります。

千葉会長 どうもありがとうございます。

ご説明がありましたように、新・札幌市バリアフリー特定事業計画は今順調に動いているということでございました。もう一つの部会の方であんこの内容については随分検討して、いろいろ仕上がったものを実施の段階へ進めているということでございます。

これについて何かご質問はございますか。

岩井委員 「新」と書いてありますが、これは初めてつくられたのですか。

高橋交通施設担当課長 もともと法律の体系というのは、私どもは交通部門ですけれども、交通バリアフリーというものと建物にかかわるハートビル法という二つに分かれていたのです。その段階では、特に我々交通部門であれば重点区域を定めて特定事業計画を持っていて、それぞれ策定して進捗状況をホームページ等で公表させていただいておりました。その部分では特定事業計画を持っていたのですが、平成18年に法律が統合された経緯がありまして、新しく基本構想をつくって、それに合わせて特定事業計画を再度つくることになっております。

千葉会長 古い方の交通のバリアフリーの基本計画は、私も策定をお手伝いしまして、それはそれで進んでいたのですが、今ご説明のように、新しく建物と一体的な法制度になったものですから、それで古い方をさらに充実させるということで、「新」というネーミングで新しい計画をつくったということになります。

エリアも少しふえて、中身も大分多様になりましたね。対象の建物もふえたということです。これが完成すると、大分歩きやすく、利用しやすくなるのではないかと思います。ただ、何せ関係の諸団体のご協力もないと全部仕上がらないものですから、札幌市のご苦勞もいろいろあるのかなと思います。

岩井委員 これを見ていると、いろいろな意味で細分化されていたものが一緒になった

というところがありますよね。

高橋交通施設担当課長 建物と交通動線を一体的に考えてやっていこうというのが趣旨としてあります。

岩井委員 悪いことではないですからね。

ちょっとお聞きしてみました。わかりました。ありがとうございました。

千葉会長 あとはございませんか。

よろしゅうございますか。

(「なし」と発言する者あり)

千葉会長 もしなければ、先ほどお願いさせていただきましたように、この後、言い忘れたとか気がついたということがあれば、どうぞ事務局の方にご連絡をいただければと思います。全体的な調整は私と大垣委員と事務局に一任をさせていただきますして、最終的なものに仕上げたいと思いますので、きょうは、これで原案を了承ということでよろしゅうございましょうか。

(「異議なし」と発言する者あり)

千葉会長 ありがとうございます。

それでは、そのようにさせていただきます。

それでは、この後は事務局にお返ししたいと思います。

### 3. 閉 会

長谷川高齢福祉課長 部長は、所用によりまして退席させていただきます。

冒頭のごあいさつにもございましたように、委員の皆様には、本当に長い間、ありがとうございました。おかげをもちまして、今のご説明のあったバリアフリーの基本構想の部分と、優しさと思いやりのバリアフリーの素案につきましても、何とか無事にまとめさせていただくことができました。本当にありがとうございました。

また、新しい期が来月から始まりますけれども、機会がありましたらご協力のほどをよろしく願いしたいと思います。

本日は、どうもありがとうございました。

以 上